

DC拠出限度額の見直しについて（算定省令案パブリックコメント）

厚生労働省は2021年6月3日、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令案」（以下、「算定省令案」）を公表し、パブリックコメント手続き（※1）に付しました（7月2日まで意見募集）。

先にパブリックコメント手続きに付された、DC拠出限度額の見直しに係る改正政令案（※2）において、DCの拠出限度額はDB等の掛金に相当する額を控除した残余とすることとされましたが、当算定省令案はこのDB等の掛金相当額の算定方法を定めるものです。

なお、DC拠出限度額の見直しの概要については、これまで以下の年金NEWS等でご案内してきた内容となります。

<ご参考>

DC拠出限度額の見直しについて（年金NEWS）

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2020/nenkin/n715_nenkin_news_20201211_1.pdf

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2020/nenkin/n715_nenkin_news_20201211_2.pdf

本『年金NEWS』では、算定省令案の概要についてご案内いたします。

※1 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210067&Mode=0>

※2 DC拠出限度額の見直しについて（政令案パブリックコメント）（メルマガ）

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2021/magazine/n317_nenkin_magazine_20210602.pdf

* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」、「確定拠出年金」を「DC」と表記します。

【内容】

- I. DBの他制度掛金相当額の算定方法（概要）
- II. その他の制度における他制度掛金相当額等の算定方法（概要）
- III. 算定方法に係る経過措置について
- IV. 施行期日等について

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

I. DBの他制度掛金相当額の算定方法（概要）

○DBの他制度掛金相当額（※）は、財政方式ごとの算定式により財政運営単位で算定した額を月額換算した額とし、当該算定に当たっては、直近の標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づき算定する。

※これまでの企業年金・個人年金部会資料や、当社年金NEWSでは、「DB（ごとの）掛金相当額」「DB仮想掛金額」等と表現されていたもの。

○財政方式ごとの算定式（算定方法）は下表のとおり。

財政方式等	算定式(算定方法) 【月額換算した額を使用】
加入年齢方式	$\frac{\text{標準的な加入者の給付現価}}{\text{標準的な加入者の人数現価}}$
開放基金方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間に係る給付現価} + \text{将来加入者の給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$
閉鎖型総合保険料方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間に係る給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$
上記のいずれにも該当しない財政方式	上記の算定式に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額
簡易な基準に基づくDB	$\frac{\text{標準掛金額}}{\text{加入者数}}$ ※直近の財政計算の計算基準日時点の数値で算定

※リスク分担型企業年金の他制度掛金相当額は、リスク分担型企業年金掛金額のうち標準掛金額に相当する額を見直さない限り、一定とする。

II. その他の制度における他制度掛金相当額等の算定方法（概要）

○DB以外の制度における他制度掛金相当額・共済掛金相当額は、原則として、上記のDBにおける他制度掛金相当額の算定方法に準じた方法により算定する。

○制度ごとの算定方法は下表のとおり。

制度等	算定方法 【月額換算した額を使用】
私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金【他制度掛金相当額】	DBの算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める
存続厚生年金基金【他制度掛金相当額】	厚生年金代行部分がないものとして、DBの算定方法と同様の財政方式ごとの算定式により算定
国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合【共済掛金相当額】	DBの算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める

Ⅲ. 算定方法に係る経過措置について

- 施行日（2024（令和6）年12月1日）前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定するDBおよび存続厚生年金基金における他制度掛金相当額は、簡易な基準に基づくDBにおける算定方法と同様の、下表の算定式に基づき算定することができることとする。

制度	経過措置に基づく算定式 【月額換算した額を使用】
DB	$\frac{\text{標準掛金額}}{\text{加入者数}}$ <p>※直近の財政計算の計算基準日時点の数値で算定</p>
存続厚生年金基金	$\frac{\text{標準掛金額(免除保険料額を除く)}}{\text{加入員数}}$ <p>※直近の財政計算の計算基準日時点の数値で算定</p>

Ⅳ. 施行期日等について

- 施行期日等は以下のとおり。

公布日 : 2021（令和3）年7月上旬（予定）
施行期日 : 2024（令和6）年12月1日

以 上